

〇〇町内会防犯カメラの運用要領（参考例）

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇（例：ワンまる町内会、ワンまる自治会など）が〇〇〇（例：ワンまる駅前輪場など）に設置する防犯カメラの設置及び利用に関し、留意すべき事項を定め、その適切な運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇（例：ワンまる駅前輪場など）における犯罪の防止を目的として設置するものとする。

3 設置概要等

(1) 設置場所及び設置台数

別紙「配置図」のとおり、〇〇〇（例：ワンまる駅前輪場など）に〇台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見えやすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を表示するとともに、表示板には、設置者を明示するものとする。

(3) 設置の許可

防犯カメラの設置に当たっては、設置場所の所有者及び管理者の許可を得ること。

(4) 設置及び利用の制限

防犯カメラの設置及び利用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、みだりに特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡的撮影を行わないものとする。

4 管理体制

(1) 防犯カメラの適切な管理を図るため、管理責任者を置くものと

する。

(2) 管理責任者には、〇〇〇（例：町会長、自治会長など）をもって充てる。

(3) 管理責任者の責務は次のとおりとする。

ア 防犯カメラの画像から知り得た情報の漏えい、又は不正使用の防止のために必要な措置に関すること。

イ 防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせに関すること。

ウ その他防犯カメラの画像の適正な取扱いに関すること。

(4) 防犯カメラ、モニター又は記録装置の機器の操作や画像の視聴を行う取扱者は、管理責任者が指定する者をもって充てることとし、管理責任者及び取扱者以外の者は、機器の操作や画像の視聴を行ってはならない。

5 画像の取扱い

(1) 秘密の保持

防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。

(2) 画像の利用及び提供の制限

ア 防犯カメラの画像を設置目的以外の目的に利用し、又は提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(ア) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(イ) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。

(ウ) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

(エ) 本人の同意がある場合

(オ) 本人の請求に基づき、本人に提供する場合

イ 防犯カメラの画像の提供を行うときは、要請者からの身分証明書等の提出を求めて確認を行うとともに、提供の必要性を検

討するものとし、画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の撮影期間、提供した画像の内容等を記録すること。

(3) 画像の適正管理

防犯カメラの画像の漏えい、滅失、き損、流出及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、該当画像を加工してはならない。

イ 画像の記録された媒体(DVD、ハードディスクなどをいう。以下同じ。)は、防護された場所又は施錠設備のある強固な金属製ボックス内に収納して厳重に管理し、(2)で定める場合を除き、外部への持ち出しをしてはならない。

ウ 画像の保存期間は、法令に基づく手続により照会を受けた場合などを除き、〇〇日間 (最大1か月以内の必要最小限度の期間)とする。

エ 保存期間を経過した画像は、重ね撮りなどにより直ちに消去する。

オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去した上で廃棄する。

6 苦情等の処理

設置者及び管理責任者は、当該防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

7 その他

(1) 防犯カメラの画像の取扱いについては、個人情報保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うこととする。

(2) この要領に定めるもののほか、防犯カメラの運用に必要な事項は、設置者がこれを定める。

(3) この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。